

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年10月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第54号

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
香川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(経営等改善資金の種類等) 第2条 略				(経営等改善資金の種類等) 第2条 県の貸し付ける経営等改善資金の種類及び貸付けの対象費用並びに1沿岸漁業従事者ごと、1認定中小企業者ごと及び1促進事業者ごとの貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする			
経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間	経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間
1 略	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の	1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	(1) 自動操だ装置の設置費用 (2) 遠隔操縦装置の設置費用 (3) サイドスラスターの設置費用 (4) レーダーの設置費用 (5) 自動航跡記録装置の設置費用 (6) GPS受信機（グローバルポジショニングシステム）を利用する衛星測位装置	500万円（自動操だ装置を設置する場合にあつては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては1台につき50万円、サイドスラスターを設置する場合にあつては1台につき400万円、レーダーを設置する場合にあつては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあつては1台に	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の

			貸付けを受ける場合 あつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合あつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）		をいう。以下同じ。）の設置費用	つき120万円、GPS受信機を設置する場合あつては1台につき130万円）	貸付けを受ける場合あつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合あつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
2 略	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合あつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第	2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式釣機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	(1) 動力式釣機の設置費用 (2) ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 (3) ネットホーラー等の揚網機の設置費用 (4) 巻取ウインチの設置費用 (5) 放電式集魚灯の設置費用 (6) 漁業用クレーンの設置	500万円（動力式釣機を設置する場合あつては1台につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合あつては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合あつては1台につき120万円、巻取ウインチを設置する場合は1台につき	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合あつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第

			<p>10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>		<p>費用 (7) 漁獲物等処理装置の設置費用 (8) 海水冷却装置の設置費用 (9) 海水殺菌装置の設置費用 (10) 漁業用ソナーの設置費用 (11) カラー魚群探知機の設置費用 (12) 潮流計の設置費用</p>	<p>500万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき400万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては1台につき500万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては1台につき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にあつては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にあつては1台につき500万円)</p>	<p>10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>
--	--	--	--	--	---	---	--

3 略

略

略

7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据

3、補機関等駆動機器等設置資金
前2号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金

(1) 補機関（動力取出装置付推進機関を含む。）の設置費用
(2) 油圧装置の設置費用

500万円（補機関（動力取出装置付推進機関を含む。）を設置する場合にあつては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあつては1台につき500万円）

7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据

			置期間3年以内を含む。)				置期間3年以内を含む。)
4 略	略	略	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合に	4 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	(1) 漁船用環境高度対応機関の設置費用 (2) 定速装置の設置費用	2,500万円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき120万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合に

			あつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）				あつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
5 略	略	略	4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の	5 新養殖技術導入資金 知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金	(1) 養殖施設の設置費用 (2) 種苗の購入費用又は生産費用 (3) 餌料の購入費用	400万円	4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の

			貸付けを受ける場合 あつては5 年以内（据 置期間3年 以内を含む。）				貸付けを受 ける場合 あつては5 年以内（据 置期間3年 以内を含む。）
6 略	(1) 水産資源 の管理に關 する取決め に基づき、 資源管理 措置（漁具 ・漁法の制 限、操業時 間又は期 間の制限、 禁漁区域 の設定、 体長制限 等の措置 をいう。） を実施す るのに必 要な改良 漁具、漁 法転換用 漁具、漁 ろう機器 等の購入 費用又は 設置費用 (2) 略	略	10年以内（ 据置期間3 年以内を 含む。）。 ただし、 農商工等 連携促進 法第14条 第2項に 規定する 資金の貸 付けを受 ける場合 にあつて は12年以 内（据置 期間5年 以内を 含む。）、 農林漁業 バイオ燃 料法第10 条に規定 する資金 の貸付け を受ける 場合に あつては 12年以内 （据置期 間3年以 内を含む。 ）、6次 産業化法 第11条第	6 資源管理型 漁業推進資 金 知事が定め る基準に基 づき、水産 資源の管理 に關する取 決めを締結 して水産資 源を合理的 かつ総合的 に利用する 漁業生産方 式の導入 （当該漁業 生産方式の 導入と併せ 行う水産物 の合理的な 加工方式の 導入を含む。 ）を行うた めに必要 な機器等の 購入又は設 置に必要な 資金	(1) 水産資源 の管理に關 する取決め に基づき、 資源管理 措置（漁具 ・漁法の制 限、操業時 間又は期 間の制限、 禁漁区域 の設定、 体長制限 等の措置 をいう。以 下同じ。） を実施す るのに必 要な改良 漁具、漁 法転換用 漁具、漁 ろう機器 等の購入 費用又は 設置費用 (2) (1)と 併せて、 低利用・ 未利用資 源の開発・ 利用措置 と漁獲物 の付加価 値の向上 措置を行 う場合に おける次 に掲げる	1,200万円	10年以内（ 据置期間3 年以内を 含む。）。 ただし、 農商工等 連携促進 法第13条 第2項に 規定する 資金の貸 付けを受 ける場合 にあつて は12年以 内（据置 期間5年 以内を 含む。）、 農林漁業 バイオ燃 料法第10 条に規定 する資金 の貸付け を受ける 場合に あつては 12年以内 （据置期 間3年以 内を含む。 ）、6次 産業化法 第11条第

			2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）				2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）
7 略	略	2,000万円（持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づ	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条		費用 ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚の出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用		
				7 環境対応型養殖業推進資金 知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取	漁場の保全に関する取決めに 基づき、養殖密度を適正化し、 投餌の内容・量・方法を改善し、 及び薬品・漁網	2,000万円（持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づ	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条

く取組以外の取組にあっては、1,200万円)

第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合には12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合には12年以内（据置期間3年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合には12年以内（据置期間5年以内を含む。）

決りを締結して養殖業の生産工程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金

防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用

(1) 養殖漁場の環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用

(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗淨機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用

(3) (1)又は(2)に関連し

く取組以外の取組にあっては、1,200万円)

第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合には12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合には12年以内（据置期間3年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合には12年以内（据置期間5年以内を含む。）

8～15 略			

2 略

生活改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間
1 略	(1) し尿浄化装置又は改良便槽の設置に必要な資材の購入費用 (2)・(3) 略	略	

	て必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用		
8～15 略			

2 県の貸し付ける生活改善資金の種類及び貸付けの対象費用並びに1沿岸漁業従事者等ごとの貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

生活改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間
1 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	(1) し尿浄化装置又は改良便槽の設置に必要な資材の購入費用	30万円	3年以内
	(2) 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内

2 略		
3 略	(1) 略	略
	(2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）	

3 略

青年漁業者等養	貸付けの対象費	
---------	---------	--

	(3) 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内
2 略			
3 婦人・高齢者活動資金 婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金	(1) 機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 (2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）	80万円	3年以内

3 県の貸し付ける青年漁業者等養成確保資金の種類及び貸付けの対象費用並びに1沿岸漁業従事者等ごとの貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

青年漁業者等養	貸付けの対象費	
---------	---------	--

成確保資金の種類	用	貸付金の限度額	償還期間
1・2 略			
3 略	知事が定める基準に基づき、沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造の費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等（知事が定める費用を除く。）をいう。）	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合には、 <u>12年以内</u> （据置期間3年以内を含む。）

4 略

成確保資金の種類	用	貸付金の限度額	償還期間
1・2 略			
3 漁業経営開始資金	知事が定める基準に基づき、沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造の費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等（知事が定める費用を除く。）をいう。）	知事が定める団体が経営を開始する場合には当該団体の構成員である青年漁業者1人又は当該団体1につき5,000万円、その他の者が経営を開始する場合には青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円（1の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては、800万円）	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合には <u>12年以内</u> （据置期間3年以内を含む。）

4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。